

問い合わせ先	健康福祉局地域共生社会推進課 広島市社会福祉協議会
	264-6400（直通）

災害見舞金の支給

1 支援策の内容

災害見舞金を支給します。

2 対象者

令和6年能登半島地震で本市に避難して来られた方。

3 支給額

(1) 4人以下の世帯：2万円

(2) 5人以上の世帯：3万円

※児童のみ避難された場合も対象になります。

4 手続き方法

お住まいの広島市社会福祉協議会 各区事務所へお問い合わせください。

中区事務所（249-3114）

東区事務所（263-8443）

南区事務所（251-0525）

西区事務所（294-0104）

安佐南区事務所（831-5011）

安佐北区事務所（814-0811）

安芸区事務所（821-2501）

佐伯区事務所（921-3113）

広島市社会福祉協議会（264-6400）

5 実施開始日

1月15日（月）